

令和2年 第3回弟子屈町定例教育委員会会議録

- 1 日時：令和2年3月27日（金）午前10時00分から午前11時40分まで
- 2 会場：弟子屈町公民館 研修室
- 3 出席委員  
岩原教育長、榎本教育長職務代理者、菅原委員、金井委員、吉田委員  
出席事務局  
山口管理課長補佐（課長事務代理）・辻川指導室長・藤森社会教育課長・  
川井田社会教育課長補佐・山本給食センター副所長（所長事務代理）
- 4 会議録署名委員：菅原委員  
前回署名：榎本教育長職務代理者
- 5 傍聴人 なし

## 議事日程

令和 2年 3月 27日

日 程	議案番号	議 件
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		教育長行政報告について
4	報告第 2号	専決処分事項の報告について (令和2年度弟子屈町立学校職員の任免について/3月16日付)
5	議案第 7号	弟子屈町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について
6	議案第 8号	弟子屈町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について
7	議案第 9号	弟子屈町特別支援教育支援員取扱要綱の一部を改正する訓令の制定について
8	議案第10号	弟子屈町立学校に勤務する公務補等の取扱に関する規程の制定について
9	議案第11号	弟子屈町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について
10	議案第12号	弟子屈町学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
11	議案第13号	弟子屈町奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
12	議案第14号	弟子屈町文化振興助成条例助成基準に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
13	議案第15号	弟子屈町スポーツ振興助成基準に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
14	議案第16号	弟子屈町立小中学校施設の開放に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
15	議案第17号	弟子屈町屈斜路コタンアイヌ民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
16	議案第18号	弟子屈町公民館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
17	議案第19号	弟子屈町図書館処務規程の一部を改正する訓令の制定について
18	議案第20号	弟子屈町川湯屋内温水プール処務規程の一部を改正する訓令の制定について
19	議案第21号	弟子屈町体育振興関係団体活動費補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について

20	議案第22号	弟子屈町学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
21	議案第23号	令和2年度教育委員会職員の任免について

## 会議内容

### 【開 会】

山口補佐 : ただ今より、令和2年第3回定例教育委員会を、開会いたします。開会にあたり、岩原教育長より、ごあいさつ申し上げます。

岩原教育長 : 本日は、お忙しいところ、ご出席いただき、ありがとうございます。  
それでは、只今から、令和2年第3回定例教育委員会を、開会いたします。

岩原教育長 : 日程1、会議録署名委員の指名につきましては、菅原委員に、お願いしたいと思っております。

前回の臨時委員会での、会議録の承認につきましては、榎本教育長職務代理者に、お願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは、そのように、取り計らいたいと思っております。

岩原教育長 : 日程2、会期の決定ですが、会期につきましては、本日1日限りと、致したいと思っておりますが、これに、ご異議ございませんか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : 異議なしということで、会期は、本日1日限りと、致します。

岩原教育長 : 日程3、教育長行政報告につきましては、私の方から、説明いたしますので、お手元の資料を、見て頂きたいと思っております。

### 【行政報告件名】

2月26日 道教委からの新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業要請

弟子屈町新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2月28日 道教委より臨時休業延長協議

3月1日 臨時校長会議

3月2日 弟子屈高等学校卒業式

新型コロナウイルス感染症の対応に関する道教委と市町村教育長との意見交換会

3月3日～5日 令和2年第1回弟子屈町議会定例会

3月5日 第1回臨時教育委員会

分散登校日等に係る校長との打合せ

3月6日 寄附受納

3月13日 第73回弟子屈中学校卒業式

第73回川湯中学校卒業式

3月19日 第120回弟子屈小学校卒業式

第90回川湯小学校卒業式

3月24日 第86回和琴小学校卒業式・修了式

第102回美留和小学校卒業式・修了式

第90回奥春別小学校卒業式・修了式

3月25日 弟子屈町スポーツ表彰授与

3月26日 新型コロナウイルス感染症の対応に関する道教委との意見交換テレビ会議  
町議会全員協議会

#### 【質疑応答】

岩原教育長：以上、昨日までの行政報告とさせていただきます。何かご意見、質問等ありましたら、よろしくお願ひします。よろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：なければ、次へ進めさせていただきます。

岩原教育長：日程4、報告第2号「専決処分の報告について」を、議題といたします。

本件につきましては、「3月16日付け令和2年度弟子屈町立学校職員の任免について」であります。3月5日に開催しました第1回臨時委員会後に、新採用職員として、弟子屈町立学校に割り当てられた教職員や、期限付き教職員についての任免であります。

なお、「道費負担教職員たる町立学校の教職員人事の内申に関する事」でありますので、「弟子屈町教育委員会会議規則第15条」により、秘密会と致します。

また、今現在、傍聴の方はいませんが、審議中に傍聴希望者が来ましても、退席して頂くことにしたいと思ひますが、いかがでしょうか？

各委員：はい。

#### 【非公開案件】

岩原教育長：それでは、報告第2号「専決処分の報告について／令和2年度弟子屈町立学校職員の任免について」を、承認致します。

岩原教育長：日程5、議案第7号「弟子屈町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」を、議題と致します。

なお、関連がございますので、日程6、議案第8号「弟子屈町教育委員会文書管理規則の一部を改正する訓令の制定について」を一括して、議題と致します。事務局より、説明願ひします。

山口補佐：ただいま、上程のありました議案第7号及び第8号につきまして、提案理由をご説明させていただきます。

弟子屈町教育委員会事務局処務規程で、事務局各課の課の名称や係の名称、所管事務の内容などを規定しておりますが、今般、社会教育課の体育振興係を「スポーツ係」に改めることとして、提案するものであります。

それでは、議案書の、議案第7号のページをお開き願ひします。

議案第7号、弟子屈町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について。弟子屈町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を別紙の

とおり制定するものとする。

令和2年3月27日提出、弟子屈町教育委員会教育長 岩原勝行

次の1ページと、参考資料の3ページをお開き願います。第2条の組織におきまして、第3号、社会教育課、イ、体育振興係を、右の改正後の欄のように、スポーツ係へ改めるものであります。第8条の事務分掌におきましても、同様に係の名称をスポーツ係へ改め、(エ)の社会体育団体をスポーツ団体に、(オ)の各種体育施設を各種スポーツ施設に改めるものであります。

次に、議案書の、議案第8号のページをお開き願います。

議案第8号、弟子屈町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について。以下省略させていただきます。

次の1ページをお開き願います。ここでは、別表の改正ありますが、別表につきまして、次の2ページをお開き願います。併せまして、参考資料の6ページをお開き願います。第3条として、「文書管理規程第6条の規定に基づく文書の記号は、別表に定めるところによる。」と記載されております。参考資料の7ページで、現在、体育振興係の文書記号は、「弟教社体第 号」ですが、これを議案書2ページのように、「弟教社ス第 号」に改めるものであります。

以上、議案第7号及び議案第8号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、事務局から、説明がありました。何か質疑がありましたら、よろしくお願います。

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第7号「弟子屈町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第8号「弟子屈町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について」を、承認致します。

岩原教育長：日程7、議案第9号「弟子屈町特別支援教育支援員取扱要綱の一部を改正する訓令の制定について」を、議題と致します。

事務局より、説明をお願いします。

山口補佐：ただいま、上程のありました議案第9号につきまして、提案理由をご説明させていただきます。

初めに、参考資料の8ページをお開き願います。

「会計年度任用職員制度について」と題した、昨年12月の職員向けの資料であります。この中で、現在、一般職には、上記の特別職に属さない全ての職として、正職員、臨時的任用職員などと書かれておりますが、地方公務員法の改正により、一般職に、会計年度任用職員（非常勤の職）等が加わることとなりました。次の9ページで、弟子屈町では、さらに定数外職員と非常勤嘱託員という職種がありましたが、臨時的任用職員と合わせて、地方公務員法に規定されるパートタイムの会計年度任用職員とするものであります。

主な変更点としまして、臨時職員では1週間の勤務時間が38時間45分だっ

たものが定数外職員と同じく37時間30分に統一され、次の10ページのように、従来の臨時職員でも期末手当が支給され、また病気休暇や特別休暇が付与されるようになりました。これらにつきましては、次の11ページからの「弟子屈町パートタイム会計年度任用職員に関する規則」に詳しく網羅されることとなっており、特別支援教育支援員につきましても、勤務条件等の記載がこちらに移ることとなりました。

それでは、議案第9号のページをお開き願います。

議案第9号、弟子屈町特別支援教育支援員取扱要綱の一部を改正する訓令の制定について。以下省略させていただきます。

次の1ページをお開き願います。参考資料につきましては、26ページと27ページに、現行の条文を掲載しております。

新旧対照表の第1条で、後段に「弟子屈町パートタイム会計年度任用職員に関する規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。」を加えました。

第2条は、見出しを配置校に改め、条文も「支援を必要とする児童・生徒の在籍する学校に、支援員を配置する。」とし、第1号から第4号までを削り、簡略化しました。

第3条は、業務内容として、勤務する学校の学校長の指示に従って、支援を要する児童生徒に対処するように、文言を加え、LDやADHDといった専門用語を削りました。

第4条の身分と2ページの第7条の給与は、会計年度任用職員規則に記載されている事項のため、削除しました。第6条の任用等については、第5条に繰り上げて、休日として改めましたが、年末年始の休暇について、一般職員では、12月31日から1月5日ですが、教職員と合わせて12月29日から1月3日までとし、開校記念日を加えました。

第6条の勤務時間等に関しましては、通常の会計年度任用職員は、午前8時45分から午後5時15分となっているところを、配置校における教職員と勘案して指定するようにしました。

以上、簡単ではございますが、議案第9号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、事務局から、説明がありました。何か質疑がありましたら、よろしくお願い致します。

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第9号「弟子屈町特別支援教育支援員取扱要綱の一部を改正する訓令の制定について」を、承認致します。

岩原教育長：日程8、議案第10号「弟子屈町立学校に勤務する公務補等の取扱に関する規程の制定について」を、議題と致します。

事務局より、説明願います。

山口補佐 : ただいま、上程のありました議案第10号につきまして、提案理由をご説明させていただきます。

学校に配置する町職員につきましては、先ほどの特別支援教育支援員のほかは、小規模校に配置している嘱託公務補について、規程を定めておりましたが、嘱託ではない一般の公務補と事務生についての規程がありませんでしたので、改めて整備することと致しました。

それでは、議案第10号のページをお開き願います。

議案第10号、弟子屈町立学校に勤務する公務補等の取扱に関する規程の制定について。以下省略させていただきます。

次の1ページをお開き願います。

第1条で、目的として、町立学校に勤務する公務補及び事務生の取扱と勤務条件に関して、会計年度任用職員規則に定めるもののほか、必要な事項を定める事としております。

第2条は、必要と定める学校に公務補と事務生を配置するもので、具体的には、公務補はすべての学校で、事務生は道教委の事務職員が配置されない学校と、中心校である弟子屈町学校・弟子屈中学校を想定しております。

第3条は、それぞれ業務内容を記載しております。

第4条は、先ほどの特別支援教育支援員と同様に、休日を定め、また第5条でも、同様に勤務時間を、勤務校の教職員のものと勘案して指定するようにしております。

附則で、弟子屈町嘱託学校公務補設置要綱は、廃止するとしておりますが、冒頭で説明しましたように、一般の公務補と嘱託公務補について、この規程と、会計年度任用職員規則により対応することとなりますので、参考資料の28ページから30ページに記載している要綱は、役目を終えることとなりました。

以上、簡単ではございますが、議案第10号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長 : ただ今、事務局から、説明がありました。何か質疑がありましたら、よろしくお願ひします。

金井委員 : 直接は関係ありませんが、前からお話ししていますが、公務補の刈り払い機の免許がないと、ダメだと思います。事故があったときのために。以前、アイヌ民俗資料館で草刈っていたときに飛び石で車の窓ガラスを破損したことがありました。同じように、ガラスを割ったり、車に傷つけたりすることもあり得ます。そのときに免許を持っていないと、管理者責任を問われることにもなります。それほど難しいことでなく、20人ほど希望者が集まれば弟子屈町でも講習会を開催してくれるので、早急にすべきと思います。この規程の中に書くことではないでしょうが、刈り払い機の免許も必要条件だと思いますので、提言させていただきます。

山口補佐 : 町長部局の総務課と調整しながら、対処したいと思います。どの学校でも草刈り業務があり、中には資格を有している公務補もいますが、これから新たに任用する公務補が出たときに、積極的に資格を取るよう、義務ではないでしょうが、総務課と調整したいと思います。



金井委員：義務だと思います。絶対取らないとダメだと思います。

岩原教育長：ほかにありませんか？よろしいでしょうか？

各委員：ありません。

岩原教育長：それでは、議案第10号「弟子屈町立学校に勤務する公務補等の取扱に関する規程の制定について」を、承認致します。

岩原教育長：日程9、議案第11号「弟子屈町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」を、議題と致します。

事務局より、説明願います。

山口補佐：ただいま、上程のありました議案第11号につきまして、提案理由をご説明させていただきます。

本件につきましては、財団法人 自治体国際化協会より、令和2年度「招致外国青年任用規則（案）」、いわゆる「ALTの任用規則」が変更になった旨の通知があり、この規則に準じ作成している、本町の任用規則につきましても一部改正する必要が生じたことから、今回、一部を改正する提案をさせていただきます。

それでは、議案第11号のページをお開き願います。

議案第11号、弟子屈町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について。以下省略させていただきます。

次の1ページをお開き願います。参考資料は、31ページから37ページに、現行の条文を掲載しております。

目次では、後ほど説明いたしますが、第31条を第8章から分けて、第9章、補則に移します。

第1条第2項は、「勤務条件でこの規則に定めのないものについて」が、労働基準法から地方公務員法へと変わります。これは、会計年度任用職員制度へ変更するためであります。

第4条では、第1号から第3号までの記載を、第4条第1項、第2項、第3項と改め、新規招致者の任用期間について、従来の第1号に書かれている「任用期間の始期から1年」というものを、「指定来日日の翌日から翌年3月31日まで及び4月1日から、任用期間の始期から1年となる日」に改めます。

第6条の免職規定は、国際化協会からの規則案に基づき、修正しております。また会計年度任用職員への移行に合わせて、「給料」が「報酬」に改めております。

第9条の旅費についても、国際化協会からの規則案に基づくものであります。

第15条の特別休暇につきましても、協会からの案のとおり、第10号で介護休暇を、第11号で介護時間を加えておりますが、第12号の夏期休暇につきましても、協会からの案にはありませんが、会計年度任用職員にも夏季休暇が付与されることとなりましたので、独自に加えたものであります。

第15条の2の育児休業につきましても、協会からの案のとおり、記載するものであります。

7ページの第23条の2、政治的行為の制限、第23条の3、争議行為等の禁

止、第25条、営利企業への従事等の制限、第28条、懲戒処分につきましても、国際化協会からの規則案によるものです。

最後の8ページに、第9章 補則を設けておりますが、目次でも説明したように、第31条を、第8章から第9章へ移すものであります。第31条の条文につきましても、改正する文言がありませんので、この新旧対照表には載りませんが、内容としましては、参考資料36ページに記載されている委任規定で、「この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。」としており、一般的にこのような委任規定は、補則という章で扱うこととなっておりますので、第9章を加えました。

説明は以上であります。前段申し上げたとおり、財団法人 自治体国際化協会から示される「招致外国青年任用規則（案）」につきましても、順次改正がされており、これに準じて作成している、本町の規則につきましても、その都度修正を行っているところであります。この規則については、一部本町独自の文言も有り、全てを準要しているものではありません。改正に当たっては、町の法制執務担当者等とも協議し、内容を十分精査したうえで、ご提案させていただいておりますので、ご承知置き願いたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、議案第11号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、事務局から、説明がありました。何か質疑がありましたら、よろしくお願い致します。

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第11号「弟子屈町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」を、承認致します。

岩原教育長：日程10、議案第12号「弟子屈町学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」を、議題と致します。

事務局より、説明願います。

山口補佐：ただいま、上程のありました議案第12号につきまして、提案理由をご説明させていただきます。

地域が一体となって学校運営に参画する学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールにつきましては、本規則に基づき、運営されておりますが、今回の改正は、規則の根拠となっている国の法律が改正されたことによるものであります。

それでは、議案書の、議案第12号のページをお開き願います。

議案第12号、弟子屈町学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について。以下省略させていただきます。

次の1ページであります。第1条に記載されているように、根拠となる地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、学校運営協議会について定めている条番号が、第47条の6から、第47条の5に変更となりましたので、こ

のように改めるものであります。

なお、参考資料の38ページから40ページに、現行の条文を記載しておりますので、のちほど、お目通し願います。

以上簡単ではありますが、議案第12号の説明とさせていただきますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、事務局から、説明がありました。何か質疑がありましたら、よろしく願います。

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第12号「弟子屈町学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」を、承認致します。

岩原教育長：日程11、議案第13号「弟子屈町奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を、議題と致します。

事務局より、説明願います。

山口補佐：ただいま、上程のありました議案第13号につきまして、提案理由をご説明させていただきます。

この規則は、奨学金貸与条例の施行に関して、必要な事項を定めておりますが、条文や、様式におきまして、改正すべき箇所が見受けられましたので、一部を改正するものであります。

それでは、議案書の、議案第13号のページをお開き願います。

議案第13号、弟子屈町奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について。以下省略させていただきます。

次の1ページをお開き願います。

第1条は、通常、上位に根拠となる条例がある場合、規則の第1条は、目的でなく主旨規定となりますので、見出しを改めております。

第2条も、一部の文言修正と、様式には、別記という文字を付けております。

第3条、第4条も、文言の軽微な修正であります。

第5条は、奨学金の金額の変更についてであります。教育委員会から本人への通知文書について、学校長や保証人を經由する必要はないと考え、削除しております。

第6条第1項も同様であります。第2項は、字句の修正です。第3項で、奨学金の交付先について、これまでも保護者の口座へ振り込む場合もありましたが、明確な規定がありませんでしたので、第3項を加えました。

第8条は、奨学金の「返還」と改め、他市町村の例に倣い、文言を修正しております。

第9条は、奨学金の審議会ですが、これまでも会議の招集は教育長が行っていたため、会長を教育長に改めます。第4項も、他の規則等に倣い、会長の職務内容を改めました。

様式につきましては、別記という字句と第何項という字句を加えております。

様式は、5ページから新しいものを載せておりますが、比較のために参考資料43ページからを、併せてご覧願います。

別記様式第1号は、奨学生志願書であります。表題のほか、左下の身元保証人を連帯保証人に、下の欄で、「志願致します」を「志願します」に改めております。

別記様式第2号は、奨学生推薦書で、「推せん」を漢字にしております。

別記様式第3号は、家庭状況調書で、「地区民生委員の意見」欄を削っております。他市町村でも民生委員の意見欄は、ほとんどありませんでした。一番下の二重丸は、備考としております。

別記様式第4号は、健康診断書で、下に備考を2つ追加し、在籍校において健康診断を実施した場合は、その写しで対応できることなどを追記しております。別記様式第5号は、奨学生決定通知書で、一番下の注意書きで、「提出すること」を「提出して下さい」に改めております。なおこのような上下関係を想像させる文言につきましては、他の様式でも対等の関係になるよう、文言を改めております。

別記様式第6号は、誓約書で、文言修正のほか、「身元保証人」を「連帯保証人」に改めております。

別記様式第7号は、奨学金変更通知書で、下の方の「何か月」をケから平仮名のかにしております。

別記様式第8号は、奨学金借用証書で、金額の桁を100万の位を加えたほか、文言の修正や、注意の欄として保証人を連帯保証人にしております。次は、奨学金借用証書の2枚目で、他市町村の例に倣い、償還を返還とし、保証人を連帯保証人に改めております。

最後の別記様式第9号は、奨学金貸与金返還計画書で、この標題は、改正前から償還でなく返還となっておりますが、修正内容は、一番下の保証人を連帯保証人に改めます。

以上雑駁な説明となりましたが、議案第13号の説明とさせていただきますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、事務局から、説明がありました。何か質疑がありましたら、よろしくお願い致します。

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第13号「弟子屈町奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を、承認致します。

岩原教育長：日程12、議案第14号「弟子屈町文化振興助成条例助成基準に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を、議題と致します。

なお、関連がございますので、日程13、議案第15号「弟子屈町スポーツ振興助成基準に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を一括して、議題と致します。

事務局より、説明願います。

川井田補佐：ただいま、上程のありました議案第14号及び議案第15号について、関連する議案となりますので、一括して提案理由をご説明させていただきます。

はじめに、文化振興助成基準についてですが、昨年8月の弟子屈中学校吹奏楽部及び弟子屈小学校吹奏楽少年団の全道大会出場を機に助成基準の一部改正を行い、貸切バス等の借上げ車両に係る経費や、引率者に対する助成率等、助成対象経費の拡充を図ったところであります。また、この際には30年ぶりの全道大会出場という快挙も汲み、7割の助成率を8割に引き上げる特例により助成金を交付したところであります。

その後、次年度以降に向けた財政協議等の中で町理事者の政策意向もふまえ、文化振興助成及びスポーツ振興助成において児童・生徒及び学生に対する助成率を一律8割に引き上げるものとして、令和2年度より適用することとしたものであります。

また、助成率以外にも対象経費について文化振興助成及びスポーツ振興助成の基準内容に差異がある項目について、不均衡が生じない様にするための改正内容としております。

それでは、議案書の、議案第14号のページをお開き願います。

議案第14号、弟子屈町文化振興助成条例助成基準に関する規程の一部を改正する訓令の制定について。以下省略させていただきます。

次の1ページをお開き願います。改正案の新旧対照表を記載しております。併せまして、参考資料の53ページをお開き願います。改正前の規程全文を記載しております。

改正事項ですが、まず、第2条の助成対象とする経費の内、新たに自家用車利用による車賃を追加しております。これは、大会等の開催地や開催時間により公共交通機関による遠征が困難な場合に対応するもので、自家用車による遠征地までの最短移動距離について1km当り30円として助成対象経費とするものです。これはスポーツ振興助成についても同様の改正を行います。

次に、第3条の助成率について、現行規程では助成対象経費の7割としておりますが、近年の少子化対策及び子育て支援として経済的負担を減らすことで文化活動の振興と青少年の健全育成を図ることを目的として、児童生徒及び学生については助成率を8割に引き上げる改正を行うものであります。

続いて、次の議案第15号のページをお開き願います。

議案第15号、弟子屈町スポーツ振興助成基準に関する規程の一部を改正する訓令の制定について。以下省略させていただきます。

次の1ページをお開き願います。改正案の新旧対照表を記載しております。併せまして、参考資料の55ページをお開き願います。改正前の規程全文を記載しております。

まず第3条第1項の助成範囲につきまして対象経費を追加しております。(4)の車賃については、先に説明した文化振興助成同様に自家用車利用の場合に1km当り30円を助成対象経費として支給します。

次に(5)の車両借上料については、貸切バスやレンタカーの借上げによる団

体競技の遠征を想定したのですが、これは町バスの運行基準変更により距離制限が設けられた事情により、すでに昨年8月の弟子屈中学校吹奏楽部の全道大会出場の際に文化振興助成基準において対象経費として追加する内容の改正を行っていることから、今回スポーツ振興助成においても同様に助成対象経費とするものであります。

次に改正後（8）の大会参加料についても、文化振興助成基準と同様に助成対象経費として追加するものです。

次に第2項の助成率についても、文化振興助成基準における改正理由と同様に、児童生徒及び学生に対する助成率を7割から8割に引き上げる改正を行うものです。また、引率者に対する全額助成の要件について、現行規程では大会等の対象範囲を中体連や高体連等に限定しておりましたが、これを廃し、原則児童生徒及び学生が参加する大会等全般の引率に適用するものであります。ただし、次の第4条の助成回数の規定においては従来同様に大会等の対象範囲を設け助成回数を毎年度2回までに制限しております。

以上、簡単ではございますが、議案第14号及び第15号の説明とさせていただきますので、一括してご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

岩原教育長：ただ今、事務局から、説明がありました。何か質疑がありましたら、よろしくお願ひします。

吉田委員：文化振興の方で、第3条のその他の者について7割となっておりますが、その他とはなんですか？

川井田補佐：学生以外で、一般の方です。

吉田委員：一般の方で、全道大会に進むのがあるのでしょうか？

川井田補佐：例えば、芸術文化で毎年全道コンクールに出ている方がいて、今はほぼ引率ですが、もしご本人が出場となれば、対象となります。

岩原教育長：ほかに、ありませんか？

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第14号「弟子屈町文化振興助成条例助成基準に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」、議案第15号「弟子屈町スポーツ振興助成基準に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を、承認致します。

岩原教育長：日程14、議案第16号「弟子屈町立小中学校施設の開放に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を、議題と致します。

事務局より、説明願ひます。

川井田補佐：ただいま、上程のありました議案第16号につきまして提案理由をご説明させていただきます。

小中学校施設の学校開放主事及び管理人につきましては、地方自治法及び地方公務員法に基づく非常勤特別職として教育委員会が委嘱しておりましたが、令

和2年4月より施行される地方公務員法の改正により抜本的な職の整理がなされ、学校開放主事及び管理人の職につきましては、新たに制度化される会計年度任用職員若しくは特別職のどちらにも属さないという取扱となりました。よって、これまでの地方自治法及び地方公務員法に基づく非常勤特別職という取扱を廃し、教育委員会が任意に定める職として学校開放主事及び管理人を置くものとする規定の改正を行うものであります。

それでは、次の議案第16号のページをお開き願います。

議案第16号、弟子屈町立小中学校施設の開放に関する規程の一部を改正する訓令の制定について。以下省略させていただきます。

次の1ページをお開き願います。改正案の新旧対照表を記載しております。併せて、参考資料の57ページをお開き願います。改正前の規程全文を記載しております。

今回の改正では、改正前の第3条第2項「教育長が委嘱し、非常勤とする」という規定を削除し、条文の整理を行っております。なお、今後学校開放主事及び管理人に支払う報酬につきましては令和2年度より「謝金」に変わりますが、金額はこれまでの非常勤特別職報酬と同水準により支払うものとして予算を措置しております。また、傷害保険につきましてもこれまでの公務災害保険からスポーツ安全保険に変えて加入するものとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第16号の説明とさせていただきますので、ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、事務局から、説明がありました。何か質疑がありましたら、よろしくお願ひします。

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第16号「弟子屈町立小中学校施設の開放に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を、承認致します。

岩原教育長：日程15、議案第17号「弟子屈町屈斜路コタンアイヌ民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を、議題と致します。

事務局より、説明願います。

川井田補佐：ただいま、上程のありました議案第17号について、提案理由をご説明させていただきます。

本件につきましては、前回の定例教育委員会での令和2年度予算説明等においてもご提案していたアイヌ民俗資料館の開館期間延長に伴う改正と、会計年度任用職員制度の適用に伴う改正が主な改正理由となります。

資料館の開館期間延長につきましては、これまでにも説明をさせていただいておりますが、アイヌ新法の施行とそれに伴う交付金制度の創設等により実現の可能性を帯びてきた資料館の通年開館化に向けて、令和2年度より試行的に開館期間を約2か月延長するものであります。

それでは議案書の、議案第17号のページをお開き願います。

議案第17号、弟子屈町屈斜路コタンアイヌ民俗資料館条例規則の一部を改正する規則の制定について。以下省略させていただきます。

次の1ページをお開き願います。改正案の新旧対照表を記載しております。併せまして、参考資料の59ページをお開き願います。改正前の規程全文を記載しております。

まず、第4条につきましては職員の勤務時間等に係る規定ですが、資料館の案内業務等に従事する3名の臨時職員について、令和2年度より第3種パートタイム会計年度任用職員として雇用するにあたり、勤務時間に変更となることから条文の改正を行うものであります。改正後の条文に記載のある「弟子屈町パートタイム会計年度任用職員に関する規則」においては、フルタイムで勤務する会計年度任用職員の勤務時間の基本は8時45分から17時15分までと定めており、これまで正職員と同じだった勤務時間が15分短縮されます。この勤務時間の割り振りは各施設等の実情に合わせて決めることも可能ですが、アイヌ資料館においては会計年度任用職員の退勤時間を15分早めて8時45分から17時15分までを勤務時間とする予定です。資料館の閉館時間についてはこれまでと変わらず17時と致します。

次に第5条の開館期間については、先程も説明しましたとおり令和2年度から延長しますので、従前の「4月29日から10月31日まで」を「4月10日から11月30日まで」に改正いたします。

また、今回の改正を機に規則全体の見直しを行い、第5条、第7条、第8条の規定について業務効率に即した運用とするため、開館時間等の変更や入館料の減免承認等の専決権者を「教育委員会」から「教育長」に変更する改正を併せて行うものであります。議案3ページは入館料減免申請書の規則様式の改正案であります。申請先のあて名を教育委員会から教育長に変更しております。以上、簡単ではありますが、議案第17号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、事務局から、説明がありました。何か質疑がありましたら、よろしくお願ひします。

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第17号「弟子屈町屈斜路コタンアイヌ民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を、承認致します。

岩原教育長：日程16、議案第18号「弟子屈町公民館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」を、議題と致します。

なお、関連がございますので、日程17、議案第19号「弟子屈町図書館処務規程の一部を改正する訓令の制定について」

日程18、議案第20号「弟子屈町川湯屋内温水プール処務規程の一部を改正する訓令の制定について」を一括して、議題と致します。

事務局より、説明願ひします。



川井田補佐：ただいま、上程のありました議案第18号及び議案第19号並びに議案第20号につきまして、すべて関連する議案となりますので、一括して提案理由をご説明させていただきます。

本件につきましては、令和2年度より新たに制度化される会計年度任用職員の勤務時間等について、各社会教育施設の関係規定について所要の改正を行うものであります。

それでは議案書の、議案第18号のページをお開き願います。

議案第18号、弟子屈町公民館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について。以下省略させていただきます。

次の1ページをお開き願います。改正案の新旧対照表を記載しております。併せまして、参考資料の61ページをお開き願います。改正前の規程全文を記載しております。

先にご承認いただいた議案第17号の改正内容と同様に、会計年度任用職員の勤務時間等については「弟子屈町パートタイム会計年度任用職員に関する規則」を準用する旨の規定を追加するものです。

なお、公民館では定数外職員が1名勤務しており、令和2年度からは第1種パートタイム会計年度任用職員としての雇用となり、勤務時間は8時45分から17時15分まで、休憩時間は60分間とする予定となっております。

続いて議案書の、議案第19号のページをお開き願います。

議案第19号、弟子屈町図書館処務規程の一部を改正する訓令の制定について以下省略させていただきます。

次の1ページをお開き願います。改正案の新旧対照表を記載しております。併せまして、参考資料の64ページをお開き願います。改正前の規程全文を記載しております。

改正内容は先程の議案第18号と同様ですので説明を省略させていただきます。

なお、図書館ではこれまでの臨時職員にあたる第3種パートタイム会計年度任用職員を1名雇用し、勤務時間は8時45分から17時15分まで、休憩時間は60分間とする予定となっております。

また、第8条については、規程全体の見直しにより不要な文言を削除するのみの改正であります。

続いて議案書の、議案第20号のページをお開き願います。

議案第20号、弟子屈町川湯屋内温水プール処務規程の一部を改正する訓令の制定について。以下省略させていただきます。

次の1ページをお開き願います。改正案の新旧対照表を記載しております。併せまして、参考資料の66ページをお開き願います。改正前の規程全文を記載しております。

改正内容は先程の議案第18号及び第19号と同様ですので説明を省略させていただきます。

なお、プールではこれまでの定数外職員にあたる第1種パートタイム会計年度任用職員を1名、また、これまでの臨時職員にあたる第3種パートタイム会計年度任用職員を1名雇用し、勤務時間は8時45分から17時15分まで、休

憩時間は60分間とする予定となっております。

また、プールの開館時間については従前と同様に17時までといたします。

以上、簡単ではありますが、議案第18号及び議案第19号並びに議案第20号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

岩原教育長：ただ今、事務局から、説明がありました。何か質疑がありましたら、よろしくお願ひします。

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第18号「弟子屈町公民館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第19号「弟子屈町図書館処務規程の一部を改正する訓令の制定について」、議案第20号「弟子屈町川湯屋内温水プール処務規程の一部を改正する訓令の制定について」を、承認致します。

岩原教育長：日程19、議案第21号「弟子屈町体育振興関係団体活動費補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について」を、議題と致します。

事務局より、説明願ひます。

川井田補佐：ただいま、上程のありました議案第21号につきまして、提案理由をご説明させていただきます。

本件につきましては、先にご承認頂いた議案第7号の教育委員会事務局処務規則の改正において、「体育」の名称を「スポーツ」に改めることに伴い、本要綱においても同様の改正を行うものであります。

それでは議案書の、議案第21号のページをお開き願ひます。

議案第21号、弟子屈町体育振興関係団体活動費補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について。以下省略させていただきます。

次の1ページをお開き願ひます。改正案の新旧対照表を記載しております。併せまして、参考資料の67ページをお開き願ひます。改正前の規程全文を記載しております。

改正内容は、「体育」の名称を全て「スポーツ」に改正するもので、要綱名についても改称するものとなります。なお、第3条(2)の協会名につきましては、北海道及び弟子屈町の各協会が既に昨年4月から、体育協会からスポーツ協会に名称を変更しております。

以上、簡単ではありますが、議案第21号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

岩原教育長：ただ今、事務局から、説明がありました。何か質疑がありましたら、よろしくお願ひします。

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第21号「弟子屈町体育振興関係団体活動費補助金交付要綱の

一部を改正する訓令の制定について」を、承認致します。

岩原教育長：日程20、議案第22号「弟子屈町学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」を、議題と致します。

事務局より、説明願います。

山本副所長：只今、上程がありました議案第22号についてご説明させていただきます。

議案書の議案第22号のページをお開き下さい。

議案第22号、「弟子屈町学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」。以下、省略させていただきます。

さて、令和2年4月より「弟子屈町パートタイム会計年度任用職員に関する規則」が施行されることに伴い、これまで定数外職員及び臨時職員として任用してきている当センターの調理員、事務職員の勤務時間も改正されることとなります。

このことから、次のページに添付しております改正案のとおり、当該管理運営規則の「第3条の2」に規定しております勤務時間を、会計年度任用職員規定に基づき改正すべく、議案を上程するものであります。

以上、議案第22号の説明とさせていただきますのでご審議のうえ、承認賜いますようよろしくお願い致します。

岩原教育長：ただ今、事務局から、説明がありましたが、何か質疑がありますか？

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第22号「弟子屈町学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」を、承認致します。

岩原教育長：日程21、議案第23号「令和2年度教育委員会職員の任免について」を、議題と致します。

本件につきましては、「事務局の職員の人事に関すること。」でありますので、「弟子屈町教育委員会会議規則第15条」により、秘密会と致します。

また、今現在、傍聴の方はいませんが、審議中に傍聴希望者が来ましても、退席して頂くことにしたいと思いますが、いかがでしょうか？

各委員：はい。

#### 【非公開案件】

岩原教育長：それでは、議案第23号「令和2年度教育委員会職員の任免について」を、承認致します。

岩原教育長：これで、本日予定していた議案、今までにない議案の件数でしたが、会計年度任用職員への制度改正でしたので、毎年あることではありません。議案は、全て終了しましたが、他に協議しておきたい事項・連絡などが、ありましたら、

お願いします。  
休憩します。

岩原教育長：それでは、再開します。

次回の第4回定例教育委員会の開催日程につきましては、前回の臨時教育委員会で、吉田委員が欠席されておりましたが、4月28日ということで確認しておりました。吉田委員は、都合の方は、よろしいでしょうか？

吉田委員：はい。

岩原教育長：それでは、4月は、28日をお願いします。

その次の、第5回定例教育委員会につきましては、5月26日を予定しております。よろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、5月は26日ということで、予定を入れておいて頂ければと思います。あと、全体を通して何かありますか？

各委員：ありません。

岩原教育長：それでは、以上をもちまして、本日の会議「令和2年第2回定例教育委員会」を閉会いたします。

上記会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

弟子屈町教育委員会 教育長 岩原 勝行

弟子屈町教育委員会 委員 菅原 誓之